

# デイサービスセンター蜂ヶ谷園運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人駿府葵会（以下「事業者」という。）が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）（以下「介護サービス」という）の事業の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンター蜂ヶ谷園（以下「事業所」という）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

## (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

## (運営の方針)

第3条 事業所において提供する介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画及び通所介護相当サービス計画（以下「介護サービス計画」という）を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその家族に対し、介護サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもって介護サービスを提供する。

5 常に、提供した介護サービスの質の管理、評価を行う。

6 居宅サービスが作成されている場合は、介護サービス計画に沿った介護サービスを提供する。

## (事業者の名称等)

第4条 事業所の名称は次の通りとする。

デイサービスセンター蜂ヶ谷園

## (事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷460-7

第6条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

事業所を代表し、職務の総括にあたる。

(2) 生活相談員配置基準人員以上を配置

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切な介護サービスが提供されるよう、事業所内の介護サービスの調整、居宅介護支援者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員配置基準人員以上を配置

健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が介護サービスを利用するためには必要な処置を行う。

(4) 介護職員配置基準人員以上を配置

介護サービスの提供にあたり利用者的心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員配置基準人員以上を配置

利用者の身体機能の維持、改善に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間、サービス提供時間・延長の有無等)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日月曜日から土曜日但し、年末年始は除く

(2) 営業時間午前8時30分～午後5時30分

(3) サービス提供時間午前9時30分～午後4時30分

(利用定員)

第8条 1日に介護サービスを提供する定員は15名とする。

(介護サービスの内容)

第9条 介護サービスの内容は、次の通りとする。

(1) 介護サービス計画の作成

(2) 日常生活上での支援

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ その他必要な身体の介護

エ 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 趣味活動

（4）送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

（5）入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

入浴形態

- ア 一般浴槽による入浴
- 介助の種類（必要に応じて行う）
  - ア 衣類着脱
  - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
  - ウ その他必要な介助

（6）食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な介助
- エ その他の必要な相談、助言

（介護サービス計画の作成等）

第10条 介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護サービス計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った介護サービス計画を作成する。

2 介護サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、介護サービス計画に基づいて介護サービスを提供するとともに、継続的な管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第11条 事業所が提供するサービスの利用の額は厚生労働大臣が定める基準及び静岡市長が定める基準によるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費 700円

(2) サービス時間の延長する場合

(3) 前各号の掲げるものの他、介護サービスの中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる  
費用 実費

2 前項の費用の支払を含む介護サービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、介護サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 サービス利用料の支払いは、銀行口座振込又は自動口座振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

静岡市内（山間部は除く）その他要相談

(秘密保持)

第13条 事業者は、事業所の職員に対して業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるための必要な措置を講じる。これは職員であったものに対しても同様である。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の個人情報を含む介護サービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドラインに基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族に介護サービス

2 提供した介護サービスに関する利用及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 苦情が介護サービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容

を踏まえ、介護サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。

- 4 提供した介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者又は家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した介護サービスに係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

#### (事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して執った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

#### (衛生管理)

第17条 介護サービスに使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所は当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。
- 3 職員は、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に対する知識の習得に努める。

#### (記録の整備)

第18条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 介護サービス提供をした際には、その提供日及び内容について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。
- 3 利用者に対する介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第19条 介護サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 1 介護サービス利用の際には介護保険被保険者証を提示すること。
- 2 利用中止する場合は、利用の前日までに利用者又はその家族が事業所に連絡すること。
- 3 介護サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- 4 介護サービス利用中、気分が悪くなった場合、又は体調に不調がある場合は速やかに申し出

ること。

- 5 介護サービス提供中、みだりに大声を出す行為、他の利用者へ迷惑をおぼす行為、また他の利用者や職員への暴力行為が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。
- 6 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- 7 他の利用者又は職員に対してセクシュアル、ジェンダー、マタニティ、モラル等の各種ハラスメント行為を行わないこと。
- 8 故意に、建物及び備品等を破損又は汚損しないこと。
- 9 所持金は自己の責任で管理すること。

(緊急時等における対応方法)

第20条 職員は、介護サービス提供中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第21条 介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 事業所は、訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に務めるとともに、地域で実施される防災訓練への参加等、地域へのとの連携を重視する

(虐待の防止)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(地域との連携等)

第23条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

(身体拘束等の適正化のための対策)

第24条 事業者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行わないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第25条 事業者は、感染症又は災害が発生した場合において、施設として必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実

施等、必要な措置を講ずるものとする。

(運営推進会議)

第26条 事業者は、事業所を地域に密着し地域に開かれたものとするため、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催はおおむね6か月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表、静岡市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び介護保険サービスについての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての重要事項)

第27条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修採用後1か月以内

(2) 定期的研修隨時

2 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得るものとする。

3 介護サービスの開始に際し、予め、利用者及びその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、介護サービスの開始について利用者の同意を得る。

4 利用者が、正当な理由なしに介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、若しくは偽りその他不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。

5 事業所は、利用者に介護サービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、事業者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。